

(健Ⅱ138)

平成30年10月10日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
石川 広 己

「小児慢性特定疾病に係る医療意見書」の移行について

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請にあたっては、小児慢性特定疾病指定医が作成した医療意見書（診断書）を添付することとされているところです。

今般、小児慢性特定疾病等に係る医学的データベースの構築に併せ、小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図るため、同意見書の様式を見直し、平成30年10月1日より使用を開始する旨、厚生労働省より各都道府県等宛て通知がなされるとともに、本会あて別添の周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

主な変更点は、「新規申請」と「継続申請」の様式の分離、臨床所見と検査所見に関する診断時所見と申請時所見の記載欄の分離、継続申請における記載項目の簡略化、治療状況・生活状況に係る項目の整理などであり、見直し後の様式につきましては、小児慢性特定疾病情報センターHP (<https://www.shouman.jp/disease/>) に掲載されております。

なお、見直し前の様式につきましては、平成31年10月31日までの最初の支給認定・更新申請時に限り使用可能としております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

「小児慢性特定疾患に係る医療意見書」の移行について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のHPに掲載している医療意見書を活用することとしております。

小児慢性特定疾病等に係る医学的データベースの構築に併せ、小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図る観点から、医療意見書の様式について、見直しを行います（以下「新医療意見書」という）。

新医療意見書及び現在使用している医療意見書（以下「旧医療意見書」という）の取り扱いについては、下記のとおりとさせていただきます。

つきましては、貴会より都道府県医師会等を通じ、指定医として医療意見書の作成を行う可能性のある、各会員への周知につきまして、何卒よろしくご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、都道府県、指定都市、中核市の各小児慢性特定疾病担当課あて、通知済みであることを申し添えます。

記

1. 新医療意見書及び旧医療意見書の使用開始時期等

新医療意見書の使用開始時期：平成30年10月 1 日

旧医療意見書の使用終了時期：平成31年10月31日

2. 旧医療意見書の経過措置の取扱いについて

旧医療意見書の使用終了予定時期については、平成31年 10月 31日としております。これは更新の案内等で、旧医療意見書を添付し、小児慢性特定疾病医療費の申請者に対し既に送付しており、今後、申請者が指定医による診断を受け、旧医療意見書で作成するケース等が想定されることから、医療意見書の再提出などによる申請者の負担を考慮し、期間中最初の支給認定・更新申請時に限り旧医療意見書を使用できることとする取扱いです。

事務連絡
平成30年9月27日

都道府県
各 指定都市 小児慢性特定疾病担当課 御中
中核市

厚生労働省健康局難病対策課

医療意見書に係る様式の移行について

日頃より小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平成26年12月3日付け雇児発1203第2号）により、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のHPに掲載している医療意見書を活用することとしております。

「医療意見書に係る様式の見直しについて」（平成30年3月29日付け事務連絡）によりお知らせしていたとおり、小児慢性特定疾病等に係る医学的データベースの構築に併せ、小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図る観点から、医療意見書の様式について、見直しを行います（以下「新医療意見書」という）。

新医療意見書及び現在使用している医療意見書（以下「旧医療意見書」という）の取り扱いについて、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新医療意見書及び旧医療意見書の使用開始予定時期等

新医療意見書の使用開始予定時期：平成30年10月1日

旧医療意見書の使用終了予定時期：平成31年10月31日

2. 旧医療意見書の経過措置の取扱いについて

旧医療意見書の使用終了予定時期については、平成 31 年 10 月 31 日を予定しております。これは更新の案内等で、旧医療意見書を添付し、小児慢性特定疾病医療費の申請者に対し既に送付しており、今後、申請者が指定医による診断を受け、旧医療意見書で作成するケース等が想定されることから、医療意見書の再提出などによる申請者の負担を考慮し、期間中最初の支給認定・更新申請時に限り旧医療意見書を使用できる事とする取扱です。

また、平成 26 年以前の旧予算事業の時期の医療意見書を申請書に添付している事例が未だに散見されます。各申請窓口及び医療機関等への新医療意見書の周知に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。